

給水装置の構造及び材質に関する基準

朝霞市上下水道部水道施設課

給水装置の構造及び材質に関する基準

目次

1. 総則

2. 構造及び材質

2－1. 給水管口径 $\phi 25\text{ mm}$ ～ $\phi 50\text{ mm}$

2－2. 給水管口径 $\phi 75\text{ mm}$ ～

2－3. 受贈財産（ $\phi 50\text{ mm}$ ～）

給水装置の構造及び材質に関する基準

1. 総則

給水装置の構造及び材質は、給水装置からの水の汚染を防止する観点から、以下の法令等に定める基準に適合するものでなければならない。

- ・水道法第16条 給水装置の構造及び材質
- ・水道法施行令第6条 給水装置の構造及び材質の基準
- ・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（厚生省令第14号）

水道法第16条 給水装置の構造及び材質

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施行令第6条 給水装置の構造及び材質の基準

法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（厚生省令第14号）

- 第一条 耐圧に関する基準
- 第二条 浸出等に関する基準
- 第三条 水撃限界に関する基準
- 第四条 防食に関する基準
- 第五条 逆流防止に関する基準
- 第六条 耐寒に関する基準
- 第七条 耐久に関する基準

2. 構造及び材質

朝霞市水道事業給水条例第9条の規定により、分岐器具から水道メーターまでの給水装置の使用材料を次のとおり指定する。なお、指定のない事項については、法令等に定める基準に適合させること。

朝霞市給水条例第9条 給水管及び給水用具の指定

- 1 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めたときは、配水管への取付口からメーターまでの管の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解してはならない。

2-1. 給水管口径φ25mm～φ50mm

○配管方法等

- ・分岐部分は、鋳鉄×砲金製の水道用サドル付分水栓を使用する。
- ・鋳鉄管から分岐する場合は、密着式防食コアを挿入する。
- ・水道用サドル付分水栓から宅地への引込み管（止水栓まで）は、ステンレス製（水道用フレキシブル継手、水道用波状ステンレス鋼管）とする。水道用波状ステンレス鋼管は、4m以内の場合は継ぎ足し不可とし、4mを超える場合はフレキシブル継手側にステンレス鋼管（直管）を使用することを可とする。
- ・宅地内には、境界付近（原則1m以内）に水道用ステンレスボール止水栓を設置する。
- ・水道用サドル付分水栓から水道用ステンレスボール止水栓までの配管は、溶剤浸透防護スリーブにて被覆する。
- ・水道用サドル付分水栓から宅地境界までは、給水管上部に埋設表示シートを敷設する。
- ・水道用ステンレスボール止水栓から丙止水栓（メーターバルブ）までは、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管とする。
- ・丙止水栓は、レバー式逆止弁付ボール止水栓を使用する。
- ・φ50mmの場合、丙止水栓はメーターもしくはメーターボックスの一次側に近接する形で設置すること。また、ハンドル式バルブの使用を可とするが、その場合は逆流防止器を別途設置すること。

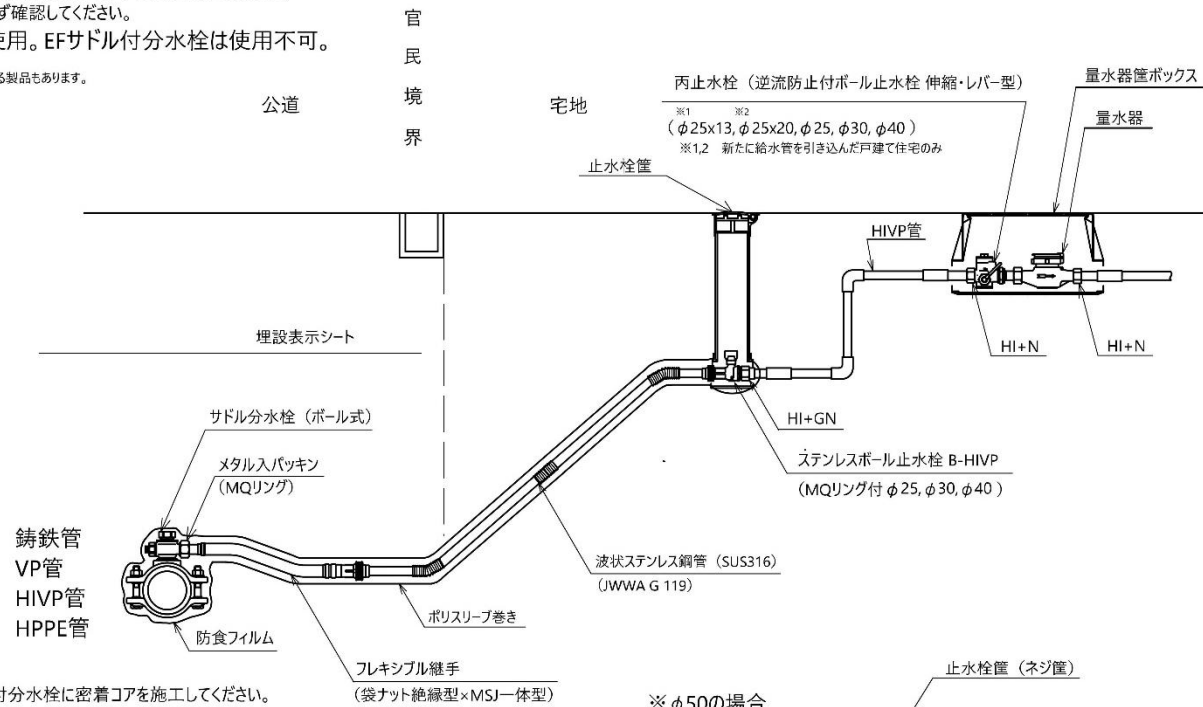
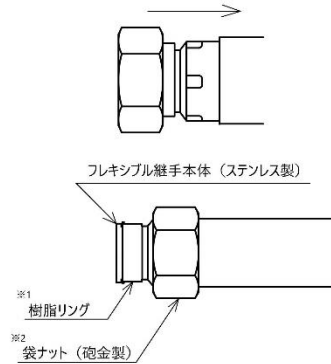
朝霞市給水管標準配管図

△ サドル付分水栓は従来通り砲金製のものを使用します。

異種金属接触腐食防止のため、フレキシブル継手のサドル付分水栓側の袋ナットが砲金製であること、袋ナット内側に絶縁のための樹脂リングが入っていることを必ず確認してください。

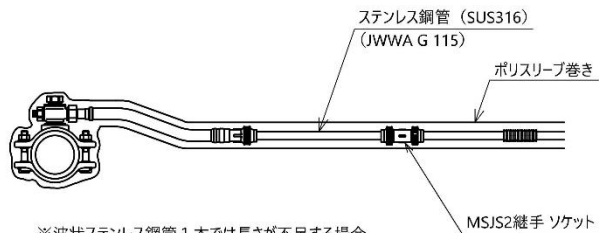
※HPPE管についても、砲金製のサドル分水栓を使用。EFサドル付分水栓は使用不可。

※1,2 袋ナットと絶縁リングが一体となっている製品もあります。

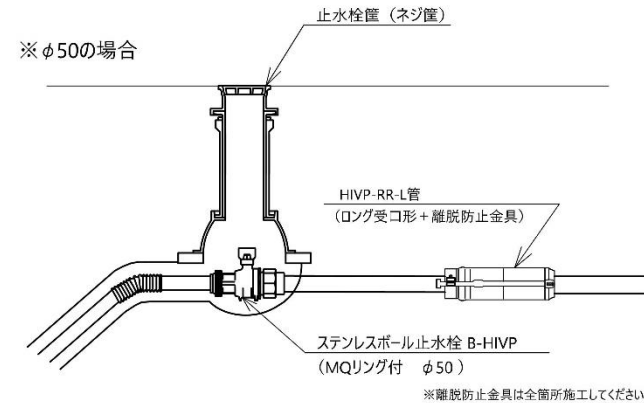


※铸铁管から分岐の場合、サドル付分水栓に密着コアを施工してください。

※VP管、HIVP管、HPPE管の穿孔には、手動穿孔機を使用すること。



※波状ステンレス鋼管 1 本では長さが不足する場合、フレキシブル継手側はステンレス鋼管（直管）でも構いません。

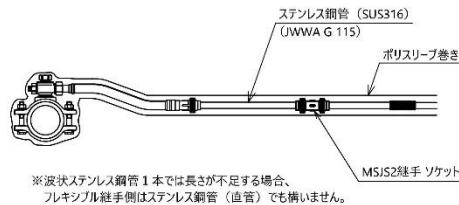
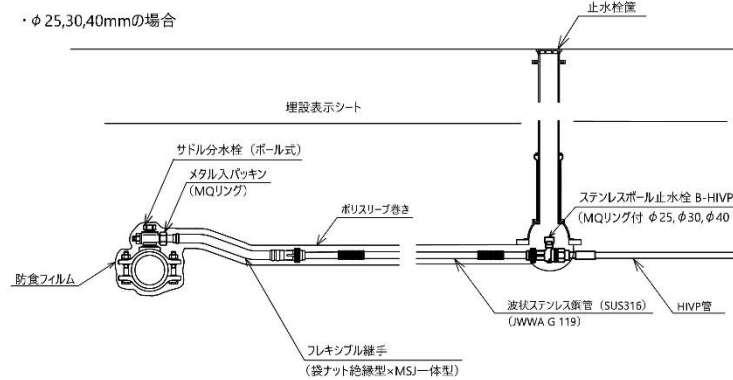


※離脱防止金具は全箇所施工してください。

△ ステンレス鋼管の接合部は、すべて溝付け用ワンタッチ方式の伸縮可とう継手にて施工を行ってください。

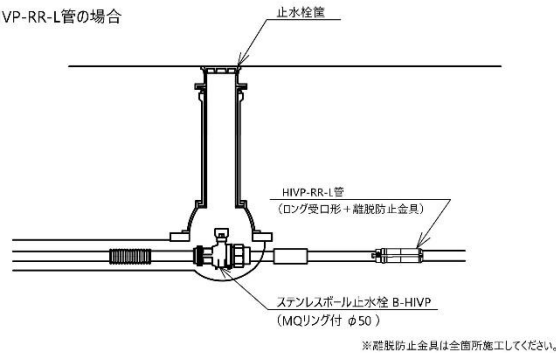
参考資料：道路内に給水管を埋設する際の配管例

△ ステンレス鋼管を使用するのは、サドル付分水栓から分岐して最初の止水栓までです。



△ ステンレス鋼管の接合部は、すべて溝付け用のワンタッチ方式の伸縮可とう継手にて施工を行ってください。

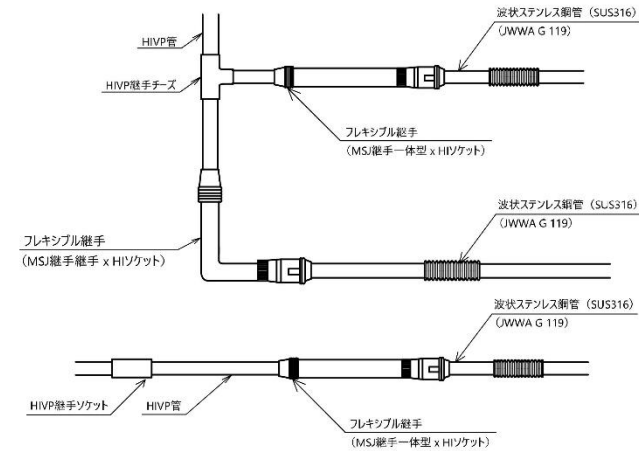
・φ50mm HIPV-RR-L管の場合



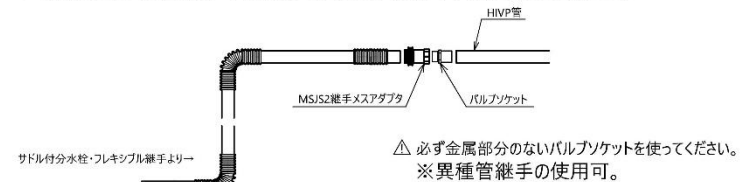
※ 道路内から宅地内への分岐は、配水管から分岐する場合、他の給水管から分岐する場合を問わず、原則としてサドル付分水栓にて行ってください。

（分岐後の配管については、朝霞市給水管標準配管図を参照してください。）

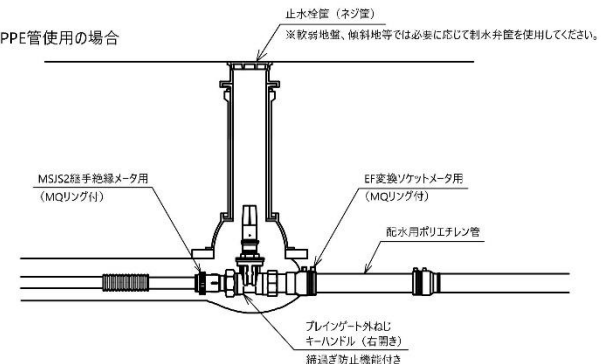
サドル付分水栓を用いることができない場合は下図の配管例を参照のこと。



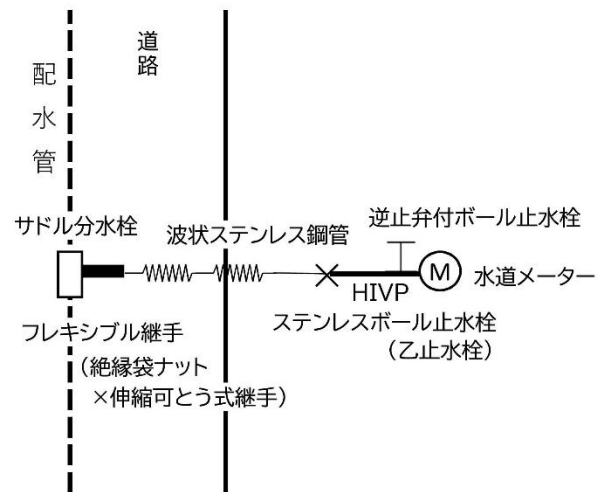
※ 取り出し変更時、道路内にて既設給水管に接続の場合は下図の配管例を参照のこと。



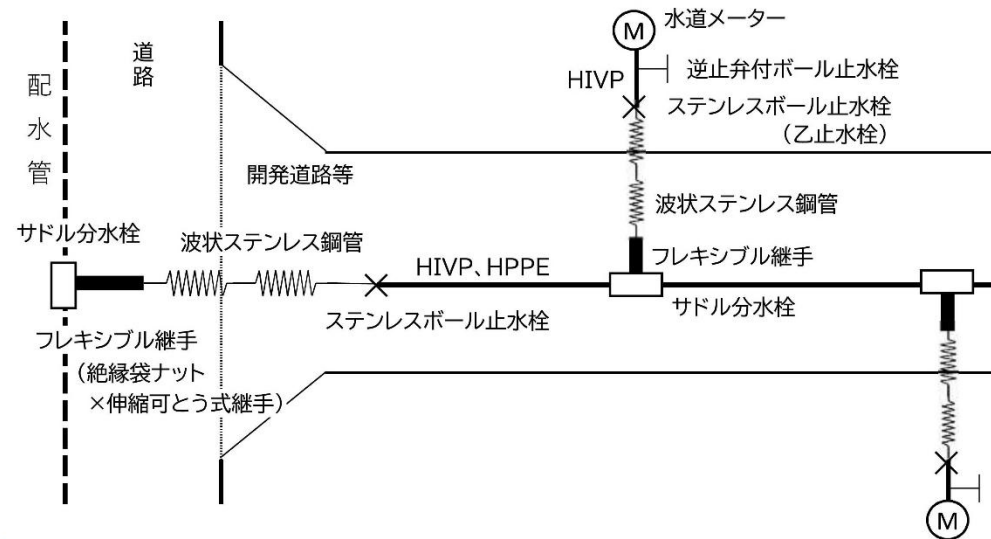
※ φ50mm HPPE管使用の場合



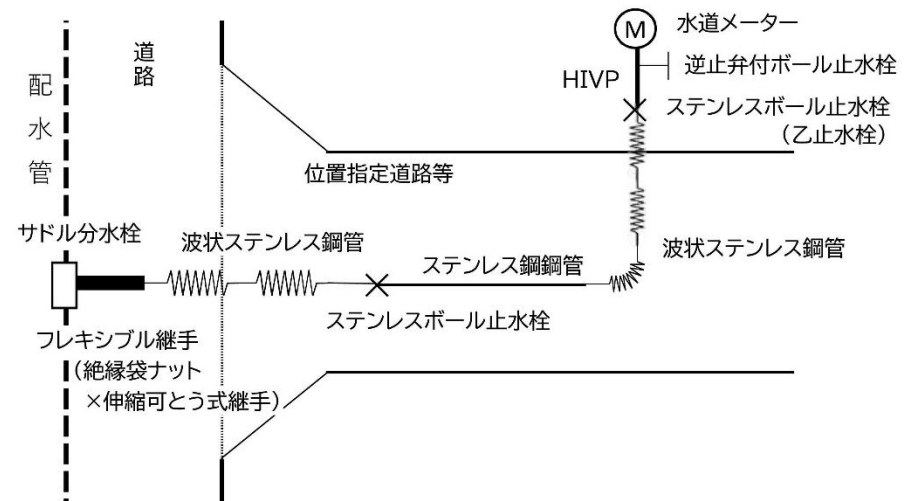
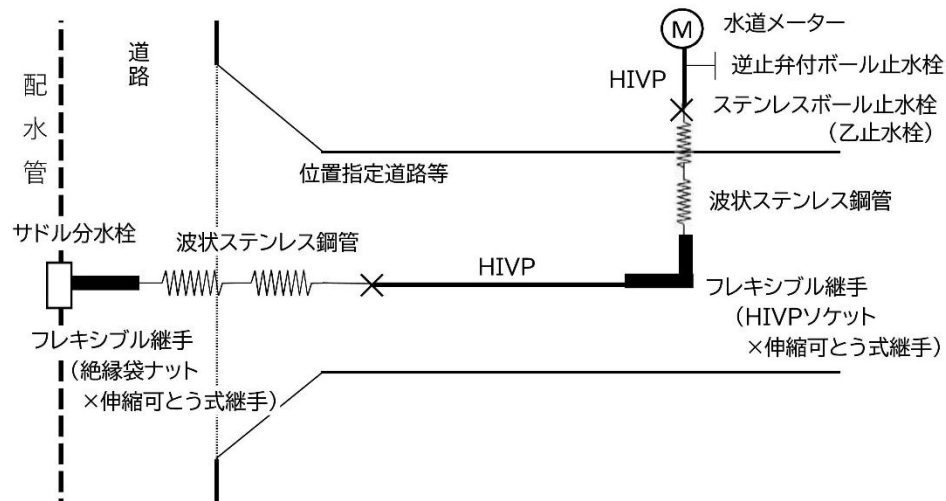
○配水管から分岐する際の配管例



○給水補助管を同時施工する際の配管例



○給水管延長が長くなる際の配管例



○使用材料表（φ25mm～φ50mm）

品名		規格・基準等	形質	摘要
管類	水道用ステンレス鋼鋼管（SSP）	JWWA G 115	SUS316	
	水道用波状ステンレス鋼管（CSST）	JWWA G 119	SUS316	
	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP）	JIS K6742		φ50mmはゴム輪形（JWWA K 129）可
	水道配水用ポリエチレン管（HPPE）	JWWA K 144 PTC K 03		φ50mmの給水補助管のみ可
継手類	水道用ステンレス鋼管継手	JWWA G 116	伸縮可とう式継手（SUS316、溝付け用）	
	水道用フレキシブル継手	朝霞市指定品	絶縁袋ナット×伸縮可とう式継手（SUS316、溝付け用）	サドル分水栓分岐部分
			HIVPソケット×伸縮可とう式継手（SUS316、溝付け用）	HIVPからの引込み、接続部分
	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	JIS K6743		φ50mmはゴム輪形（JWWA K 130）可
	水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K 145 PTC K 13		φ50mmの給水補助管のみ可
分岐器具	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	铸铁×砲金製 ボール止水ーねじ式	铸铁管、HIVP管、VP管からの分岐
		PTC B 20	铸铁×砲金製 ボール止水ーねじ式	HPPE管からの分岐
弁類	水道用ステンレス製ボール式止水栓	JWWA B 140	伸縮型、右開き B-SSPもしくはB-HIVP	
	逆止弁付ボール止水栓	朝霞市指定品	伸縮型、レバー式	メーターバルブ ※φ50mmはハンドル式可
その他	密着式防食コア	メーカー指定品		分岐元が铸铁管の場合必ず使用する

※準拠品等については、法令等に定める基準に適合するものだけに限り使用を認める。

2-2. 給水管口径φ75mm～

水道配水用ポリエチレン管（HPPE）の採用を基準とし、ダクタイル鋳鉄管及び耐衝撃性ゴム輪形塩化ビニル管の使用も可とする。使用材料等については、事前に市と協議すること。

○配管方法等（HPPE）

- ・分岐部分は、配水管の管種に合せた割T字管を使用する。
- ・鋳鉄管（φ150mm）から分岐する場合は、密着式防食コアを挿入する。
- ・割T字管から宅地への引込み管（止水栓まで）は、水道配水用ポリエチレン管及び水道配水用ポリエチレン管継手とする。
- ・水道配水用ポリエチレン管は、原則、融着接合する。やむを得ずメカニカル接合する場合は、別途市と協議すること。
- ・宅地内には、境界付近（原則1m以内）に水道配水用ポリエチレン挿し口付（片受口付）ソフトシール仕切弁を設置する。
- ・割T字管から水道配水用ポリエチレン挿し口付（片受口付）ソフトシール仕切弁までは、溶剤浸透防護スリーブにて被覆する。
- ・割T字管から宅地境界までは、給水管上部に埋設表示シートを敷設する。
- ・止水栓以降は、「朝霞市直結給水システム設計施工基準」及び法令等に定める基準に適合するよう決定すること。
- ・施工方法等については、別添の水道配水用ポリエチレン管工事標準仕様書を参照すること。

朝霞市 割T字管等仕様書（φ75mm～、ポリ管仕様）

配水管	割T字管、短管		
		鋳鉄管用耐震型割T字管	ポリ管挿し口(特殊短管) (一体型)
鋳鉄管 (耐震型)	鋳鉄管用耐震型割T字管 + ポリ管挿し口(特殊短管) PTC G 32		
		※フランジレス	
		鋳鉄管用非耐震型割T字管	(EF)フランジ短管
鋳鉄管 (非耐震型)	鋳鉄管用非耐震型割T字管 + (EF)フランジ短管 PTC K 13		
		ポリ管用割T字管	(EF)フランジ短管
HPPE管	ポリ管用割T字管 PTC G 31 + (EF)フランジ短管 PTC K 13		

○使用材料表（φ75mm～、水道配水用ポリエチレン管）

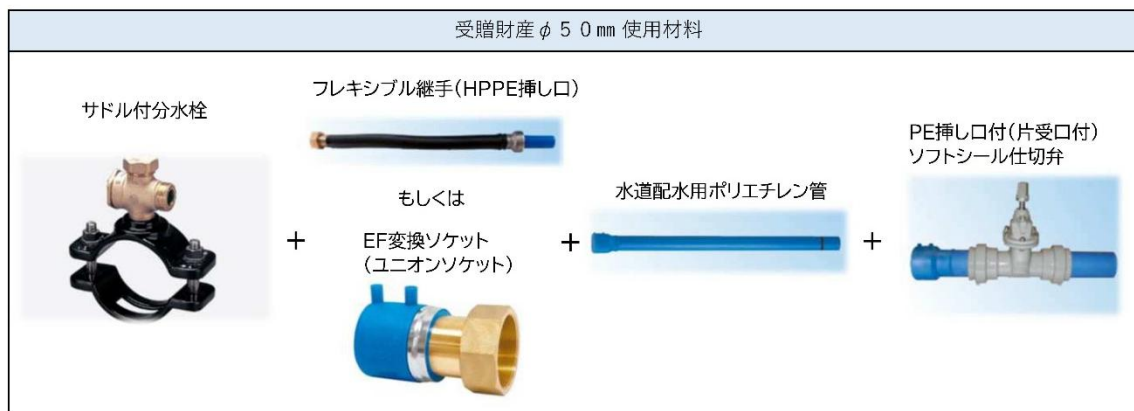
品名		規格・基準等	形質・適用
管類	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144 PTC K 03	
継手類	水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K 145 PTC K 13	
分岐器具	鋳鉄管用耐震型割Ｔ字管	朝霞市指定品	耐震型鋳鉄管からの分岐
	鋳鉄管用非耐震型割Ｔ字管	朝霞市指定品	非耐震型鋳鉄管からの分岐
	水道配水用ポリエチレン管用割Ｔ字管	PTC G 31	HPPE管からの分岐
弁類	水道配水用ポリエチレン挿し口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22	
その他	密着式防食コア	メーカー指定品	分岐元がφ150mmまでの鋳鉄管の場合必ず使用する

2-3. 受贈財産（φ50mm～）

開発行為等に伴い水道管を布設し、寄付採納等により市の受贈財産とする場合は、水道配水用ポリエチレン管（HPPE）を採用する。使用材料等については、事前に市と協議すること。

○配管方法等（HPPE）

- ・分岐部分は、配水管の管種に合せた鋳鉄×砲金製のサドル付分水栓もしくは割T字管を使用する。※割T字管の仕様は2-2を参照
- ・鋳鉄管（φ75mm～φ150mm）から分岐する場合は、密着式防食コアを挿入する。
- ・配管は、水道配水用ポリエチレン管及び水道配水用ポリエチレン管継手を使用し、原則、融着接合する。やむを得ずメカニカル接合する場合は、別途市と協議すること。
- ・使用可能なバンド管の最大角度は、45度とする。
- ・新設道路内には、隅切り付近に水道配水用ポリエチレン挿し口付（片受口付）ソフトシール仕切弁を設置する。
- ・配管は、溶剤浸透防護スリーブにて被覆し、管上部に埋設表示シートを敷設する。
- ・市が指示する箇所に、排泥弁を設置する。
- ・施工方法等については、別添の水道配水用ポリエチレン管工事標準仕様書を参照すること。



○使用材料表（受贈財産φ50mm～、水道配水用ポリエチレン管）

品名		規格・基準等	形質・適用
管類	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144 PTC K 03	
継手類	水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K 145 PTC K 13	
	水道配水用ポリエチレン挿し口付ダクタイル鋳鉄異形管	PTC G 32	消火栓を設置する際に使用
	水道用フレキシブル継手	朝霞市指定品	絶縁袋ナット×HPPE挿し口
	E F 変換ソケット（ユニオンソケット）	PTC B 24	
分岐器具	鋳鉄管用耐震型割T字管	朝霞市指定品	耐震型鋳鉄管からの分岐
	鋳鉄管用非耐震型割T字管	朝霞市指定品	非耐震型鋳鉄管からの分岐
	水道配水用ポリエチレン管用割T字管	PTC G 31	HPPE管からの分岐
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	・ 鋳鉄×砲金製ボール止水ーねじ式 ・ 鋳鉄管、HIVP管、VP管からの分岐
		PTC B 20	・ 鋳鉄×砲金製ボール止水ーねじ式 ・ HPPE管からの分岐
弁類	水道配水用ポリエチレン挿し口付（片受口付）ソフトシール仕切弁	PTC B 22	
その他	密着式防食コア	メーカー指定品	分岐元がφ150mmまでの鋳鉄管の場合必ず使用する

附 則

- 1 この基準は、令和 8年10月 1日から施行する。